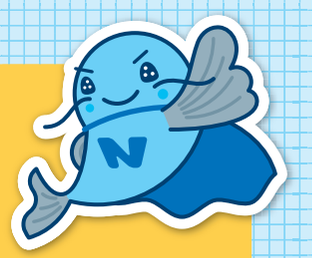

和解
あっせん

Q&A

Q どうすれば利用できますか?

A まず、弁護士による法律相談を受けてください。そして、和解あっせん手続きに関するアドバイスを受け、紹介状を作成してもらって下さい。(ただし、弁護士を代理人として申し立てを行う場合は不要です)なお、滋賀弁護士会においても、弁護士による法律相談を行っています(原則有料。30分5,000円(税別))。詳しくは、滋賀弁護士会ホームページ(https://shigaben.or.jp/)をご覧頂くか、滋賀弁護士会法律相談センター(077-522-3238)までお問い合わせください。

Q どのくらい時間がかかりますか?

A 通常の場合、2〜3回の期日で、申し立てから2〜3か月以内での終了を目標に解決を図ります。

Q 費用はどのくらいかかりますか?

A 申し立て時に申立手数料が1万円(税別)かかります。
和解が成立したときには、成立手数料が必要になります。
詳しくは、別表をご参照ください。

Q 話し合いは、いつ、どこでするのですか?

A 原則として、平日の午前10時から午後4時までの時間に、滋賀弁護士会館において行われます。

お問い合せ先

滋賀弁護士会

〒520-0051 大津市梅林1丁目3番3号
滋賀弁護士会 tel 077-522-2013(代表)

法律相談のご予約は(滋賀弁護士会法律相談センター)

TEL077-522-3238

【予約受付時間】
平日:午前9時〜12時、午後1時〜4時　土日祝休館

ホームページアドレス https://shigaben.or.jp/

●アクセス　JR 大津駅 徒歩3分

弁護士のあっせん人がトラブルを解決します

滋賀弁護士会 和解あっせんセンター

滋賀弁護士会キャラクター「ナヤマズン」

お問い合せ　滋賀弁護士会
TEL077-522-3238
https://shigaben.or.jp/

そのトラブル、話合い で解決しませんか？

滋賀弁護士会所属の弁護士が仲介に　入ってトラブルを解決します。

特 徴

●法律の専門家である弁護士が仲介に入ることにより、適正にトラブルの解決を図ることが期待できます。

●手続は非公開で行われます。当センターに関わる弁護士及び事務職員は守秘義務を負っており、秘密が厳守されます。

●原則として、当事者双方から個別に話を伺いますので、直接相手と会わずに手続をすすめることも可能です。

取 扱 分 野 例

●金銭トラブル
●消費者トラブル
●慰謝料請求
●不動産トラブル
etc…

和解あっせん手続きの流れ

民事紛争 ▶ 法律相談・弁護士の紹介状作成 ▶ 申立書提出・申立手数料納付 ▶ 和解あっせん人の選任 ▶ 期日の指定・相手方に通知 ▶ 和解あっせん期日 ▶ 和解成立 ▶ 和解契約書作成

和解不成立

手 数 料

紛争の価額	申立手数料（申立人のみ）	成立手数料
100万円以下	1万円（税別）	紛争の価額×8%（税別）
100万円超 300万円以下		紛争の価額×5%+3万円（税別）
300万円超 3000万円以下		紛争の価額×1%+15万円（税別）
3000万円超		紛争の価額×0.5%+30万円（税別）

例

300万円の慰謝料を求めて申立てをし、200万円の解決金を支払い、成立手数料を折半するという内容で和解が成立した場合。

申立手数料 ▶ 申立人のみ……1万円（税別）

成立手数料 ▶ 申立人 相手方 ……各6万5,000円（税別）
（（200万円×5%+3万円）÷2）